



日ごと寒さが募ります。とはいえ日中暖かい日もあったりと衣替えの決断が難しいですが、取り急ぎ布団の敷パットをもこもことした冬用のものに変更しました。ちなみに掛け布団はまだ冬用の手前でとどめています。この冬も例年よりも寒くなるようです。11/3の文化の日は、晴れの特異日といわれ晴天になる確率が高い日です。お出かけや布団干し等いかがでしょうか。



1. 特定最低賃金

●特定最低賃金、今年もアップ！

～12/16（火）から適用開始～

→愛知県の**特定最低賃金**が発表されました。以下の業種に該当する場合は、**地域別最低賃金 1,140 円（令和7年9月号参照）**ではなく、**特定最低賃金**が適用されます。

→なお、**特定最低賃金**の方が低い場合は**地域別最低賃金**が適用されます。そのため、対象業種が年々減っています。

【特定最低賃金】（愛知県）

対象業種	新最低賃金（旧）	いつから？
製鉄業、製鋼・製鋼	1,175円 （1,111）	12/16
圧延業、鋼材製造業		
輸送用機械器具製造業、	1,146円 （1,081）	12/16
建設用ショベルトラック製造業		

※適用除外（＝**地域別**を適用）

- ・18歳未満または**65歳**以上
- ・入社後3ヶ月未満で、技能習得中
- ・清掃、片付け等の業務に主として従事
- ・各業種ごとの軽易業務に従事

→R7.10.18からR7.12.15までは、**地域別最低賃金**の1,140円が適用されます。

→**地域別最低賃金違反は罰金50万以下（特定最低賃金違反は罰金30万以下）**という**罰則**があるため、注意が必要です。

2. 被扶養者

●社会保険の被扶養者、年間収入の判定方法変更！

～‘労働条件通知書’の内容で判定～

→被扶養者の**年間収入**について、**労働条件通知書**で判定をする形へ変更になります。

＜被扶養者の年間収入の判定方法＞

（これまで）

認定日以降の**見込み額**が年**130万（※）**未満

※60歳以上等は**180万**。19歳～23歳未満は**150万**。



（今後）R8.4.1～

労働条件通知書上の見込み賃金が年**130万（※）**未満

- ・労働条件通知書上に規定がない**残業代等**は含めない
 - ・労働条件通知書がなかったり**給与以外の収入**（年金や事業収入等）がある場合は、勤務先発行の収入証明書や課税（非課税）証明書等で判断
 - ・当初想定されていなかった**臨時収入**によって結果的に130万以上となった場合でも、**社会通念上妥当な範囲**の場合は**扶養のまま**。社会通念上妥当な範囲を超えて**130万を大きく上回り**労働条件通知書の賃金が不当に低く記載されていた場合は**被扶養者には該当しない**形に
- 当面の間とされていた**事業主証明**による被扶養者認定（一時的に130万等以上になった場合でも扶養のままでok）も、今後も引き続き行われることになりました。

今月のピックアップ



●育成就労、開始日決定！～R9.4.1から～

育成就労の開始に伴って**技能実習は廃止**されます。開始前から入国し開始日に技能実習を行っている場合は、引き続き技能実習を行うことができます。**育成就労への移行は不可**です。

●‘中高年の活躍支援’特設サイトオープン～厚生労働省～

就職氷河期世代の特設サイトが‘**中高年の活躍支援**’サイトとしてリニューアルオープンしました。すぐ働きたい・定年を過ぎても働きたい等、お悩み別に相談窓口が紹介されています。

□■お問い合わせ先■□

〒460-0003

名古屋市中区錦2-15-19

アゼット錦ビル5B

中京社会保険労務士法人

電話：052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

